

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定土地地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（保安林）
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義、法人住民税：義、法人事業税：義
		② 上記以外の税目	所得税：外、個人住民税：外
3	内容		《制度の概要》 法人の有する保安林として指定された区域内の土地又は保安施設地区内の土地が、保安施設事業のために国又は地方公共団体に譲渡され、当該法人が対価等を取得した場合において、当該対価等の額が当該土地等の帳簿価額を超え、特定の資産の買換の場合の課税の特例等を受けないときには、その超える部分の金額と2,000万円とのいずれか低い金額を損金の額に算入することができる。 《関係条項》 租税特別措置法（昭和21年法律第15号）第65条の3第5項
4	担当部局		林野庁森林整備部治山課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和8年5月～8月 分析対象期間：令和3年度～令和7年度
6	創設年度及び改正経緯		昭和50年度
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国土保全の推進に向けて、本特例措置により、保安林内等における保安施設事業の施行の円滑化を図る。このことにより、森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させ、国民生活の維持・向上に寄与する。 《政策目的の根拠》 森林・林業基本計画（令和8年6月5日閣議決定） 第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策 （7）国土の保全等の推進 イ 国民の安全・安心の確保のための効果的な治山事業等の推進 大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、豪雪、地震等により、山地災害等が全国的に発生している。その特徴として、近年、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大や流木災害の激甚化がみられる。また、地域によっては、令和6年能登半島地震における山腹崩壊及びその後の豪雨による土砂や流木の流出が発生したほか、シカ等の野生鳥獣の食害等による裸地化の進行、大規模な林野火災による山

			地災害防止機能の低下が懸念される。このため、山地災害危険地区の再点検の結果や社会情勢の変化を踏まえ、次の取組を行っていく。 (ア) 山地災害危険地区におけるきめ細かな治山ダムの配置等や、短期間でより多くの箇所の安全性を確保するため、大型コンクリートブロック等の施工性の高い二次製品も活用した治山ダムの設置等の対策の実施 (イ) 被災地域等における土砂や流木の流出等の山地災害のおそれを把握するための山腹や溪流等の調査の実施及び地方公共団体等への速やかな情報提供 (ウ) 砂防事業と連携した流域流木対策等、関係府省連携の下での流木対策の推進（流木捕捉式治山ダムの設置や危険木の伐採、流木の発生を未然に防止するための山腹崩壊対策の実施） (エ) 流域治水の取組と連携し、森林土壌の浸透能及び保水力を向上させる筋工等の設置を含めた保安林整備、病虫害及び鳥獣害を原因とした裸地化の進行等による土砂流出の発生抑制など関係者一体となった予防治山対策の実施 (オ) 海岸防災林等の整備強化による津波や風害の防備（後略）						
		② 政策体系における政策目的の位置付け	〔大目標〕 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 〔中目標〕 Ⅱ 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 〔政策分野〕 ① 森林の有する多面的機能の発揮						
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	山地災害のおそれのある地区(山地災害危険地区)に近接する集落のうち、防災上特に緊急性、必要性の高い箇所について、周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数を、令和 10 年度までに約 60,500 集落に増加させることを目標としている。令和7 年度においては約 59,100 集落※を目標とする。 ※ 令和7年度の目標は令和5年度実績から令和 10 年度の達成目標に向けて毎年一定の割合で増加させることとした場合の概算数値 ＜治山対策を実施したことにより周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数＞ 令和5年度(実績) 58,100 集落 令和 10 年度(達成目標) 60,500 集落						
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本特例措置により、保安施設事業の施行における用地確保等を円滑に推進し、周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮されるよう保安施設事業を増加させることにより、国土の保全及び国民の安全・安心の確保に寄与する。						
9	有効性等	① 適用数	単位: 件 <table><tr><td></td><td>令和</td><td>令和</td><td>令和</td><td>令和</td><td>令和</td></tr></table>		令和	令和	令和	令和	令和
	令和	令和	令和	令和	令和				

			3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (実績)	6年度 (実績)	7年度 (実績)
	法人税	0	0	0	0	0	0
	(参考) 所得税	2	0	1	0	3	
※ 林野庁治山課が都道府県に対して実施した令和3年度～令和7年度租税特別措置の利用状況調査結果により把握。 ※ 法人税、法人事業税及び法人住民税について、適用数については同一。 近年の適用数は法人では0件、個人では1～3件程度であるが、これは、台風等の発生頻度、災害数や災害の規模等により変化するものである。法人又は個人の所有する森林について災害が発生し、保安施設事業の必要性が生じた場合には、随時、本特例措置適用の必要が生じることから、近年の適用件数が僅少であることのみをもって本特例措置の存在意義が揺らぐものではない。							
【算定根拠】 林野庁治山課が都道府県に対して実施した令和3年度～令和7年度租税特別措置の利用状況調査結果により把握。							
②	適用額	単位: 万円					
		令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (実績)	令和 7年度 (実績)	
	法人税	0	0	0	0	0	
	法人事業税	0	0	0	0	0	
	法人住民税	0	0	0	0	0	
※ 林野庁治山課が都道府県に対して実施した令和3年度～令和7年度租税特別措置の利用状況調査結果により把握。							
【算定根拠】 林野庁治山課が都道府県に対して実施した令和3年度～令和7年度租税特別措置の利用状況調査の結果、法人による同制度の適用を受けた実績はなかった。							
③	減収額	単位: 万円					
		令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (実績)	令和 7年度 (実績)	
	法人税	-	-	-	-	-	
	法人事業税	-	-	-	-	-	
	法人住民税	-	-	-	-	-	
	減収額計	-	-	-	-	-	
【算定根拠】 林野庁治山課が都道府県に対して実施した令和3年度～令和7年度							

		租税特別措置の利用状況調査の結果、法人による同制度の適用を受けた実績は無かった。																																		
④	効果	《政策目的(8①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)の実現状況》 ○達成目標の実現状況 治山対策を実施したことにより周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数 単位:千集落 <table><tr><td></td><td>令和 3年度</td><td>令和 4年度</td><td>令和 5年度</td><td>令和 6年度</td><td>令和 7年度</td></tr><tr><td>集落の数</td><td>57.3</td><td>57.7</td><td>58.1</td><td>58.4</td><td>58.6 (暫定値)</td></tr></table> ※ 林野庁治山課が都道府県に対して実施した令和3年度～令和7年度の調査結果により把握 周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数は令和6年度現在 58,400 集落であり、令和 10 年度までの目標 60,500 集落に向け着実に増加している。 【令和8年度以降の目標】 山地災害危険地区(※)のうち土石流、山腹崩壊等の発生リスクや被災時の危険性が最も高い地域について、令和 27 年度までに完了率を100%とすることを目指し、令和 12 年度の目標は、対策の実施状況を踏まえて設定。 ※ 都道府県及び森林管理局が、山地災害により被害が発生するおそれや、保全対象への被害のおそれがある地区を調査・把握しているもの。 ＜最も危険度の高い山地災害危険地区における治山対策完了率＞ 令和5年度(実績)54% 令和 12 年度(達成目標)64% 【所期の目標を変更する理由】 令和8年6月に閣議決定された森林・林業基本計画において、森林の有する多面的機能の発揮に係る KPI として、新たに、最も危険度の高い山地災害危険地区における治山対策完了率が設定され、同データは、国土保全のために、所有者から保安林の譲渡を受けて保安施設事業を実施するという政策目標により正確かつ直接的に合致していると判断。また、これまで指標としていた治山対策を実施したことにより周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数は、森林整備保全事業計画に由来する項目だったが、これを機に、政策目的の根拠にも設定している森林・林業基本計画由来の「最も危険度の高い山地災害危険地区における治山対策完了率」に変更。 《租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 単位:ha <table><tr><td></td><td>令和 3年度</td><td>令和 4年度</td><td>令和 5年度</td><td>令和 6年度</td><td>令和 7年度</td></tr><tr><td>法人税</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>(参考) 所得税</td><td>3.26</td><td>0</td><td>0.29</td><td>0</td><td>9.80</td></tr></table>						令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	集落の数	57.3	57.7	58.1	58.4	58.6 (暫定値)		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	法人税	0	0	0	0	0	(参考) 所得税	3.26	0	0.29	0	9.80
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度																															
集落の数	57.3	57.7	58.1	58.4	58.6 (暫定値)																															
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度																															
法人税	0	0	0	0	0																															
(参考) 所得税	3.26	0	0.29	0	9.80																															

			※ 林野庁治山課が都道府県に対して実施した令和3年度～令和7年度租税特別措置の利用状況調査結果により把握。 保安施設事業の用地確保に当たり、この期間は法人税の該当はなく、個人を対象とした所得税において土地所有者のインセンティブとなり、速やかな土地譲渡が行われた結果、同事業の施行が円滑に実施された。今後も国民の安全・安心の確保に向けた保安施設事業を円滑に推進するため、引き続き本特例措置が必要である。 《適用数(9①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 災害の発生により保安施設事業の用地確保の必要が生じたが、個人の所有地であったため所得税での適用となった。今後、法人又は個人の所有する森林について災害の発生又は災害発生の危険があると認められた箇所、保安施設事業の必要性が生じた場合に、本特例措置を適用し、土地の譲渡にかかる優遇措置を講じることで、買い入れを円滑化することが可能となる。すなわち、本特例措置は、保安施設事業の確実な実施及びそれに伴う国民の安心・安全な生活に資することから、近年の適用件数が僅少であることのみをもって本特例措置の存在意義が揺らぐものではない。												
		⑤ 税収減を是認する理由等	近年、気候変動に伴う降雨態様の変化による山地災害の発生リスクの増加が懸念されている。山地災害については、直近5年間の被害額の年間平均は536億円にも上ることから、災害の未然防止が重要となっている(算定根拠については参考参照)。 本特例措置により保安施設事業が円滑に施行されることは、山地災害の未然防止に寄与することから、本特例措置には税収減を是認して余りある効果がある。 また、保安施設事業の実施による保全の効果は、下流域の広範囲に及び、受益対象者と事業実施箇所の土地所有者とは必ずしも一致しないことから、公益のため受忍義務や権利制限の下におかれる土地所有者に対する相当な優遇措置として、本特例措置は有効である。 【参考】 <直近5年間の山地災害の被害額> 単位:億円 <table><tr><td></td><td>令和3年</td><td>令和4年</td><td>令和5年</td><td>令和6年</td><td>令和7年</td></tr><tr><td>被害額</td><td>449</td><td>452</td><td>561</td><td>881</td><td>335</td></tr></table> (注)林野庁治山課による調査により把握		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	被害額	449	452	561	881	335
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年										
被害額	449	452	561	881	335										
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	保安林内で保安施設事業を実施するため、国又は地方公共団体へ土地を譲渡する場合に限られるものであり、公益に資することが明確であるとともに、要件も明確となっている。												
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。												
		③ 地方公共団体が協力する相当性	全国で生じる山地災害に対して、国民の安全・安心の確保に向けた保安施設事業を円滑に推進するための措置であるが、地方公共団体が行う保安施設事業もあることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは相当である。												
11	有識者の見解		—												

12	評価結果の反映の方向性	通常、保安施設事業は、国又は地方公共団体が土地を取得することなく、土地所有者の同意により実施していることから、本措置の適用件数は僅少な状況である。他方、本措置は、やむを得ず土地を取得する場合に、保安施設事業を円滑に実施する上で土地所有者への必要かつ適切な優遇措置であると考えられ、また今次事後評価対象期間中に個人(所得税)の適用はあることから、引き続き継続する。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和3年5月～8月

適用数等及び減収額の算定根拠

○災害発生時の一箇所当たりの被害額

<直近5年間の山地災害の発生状況>

(単位:億円)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
箇所数	1,417	949	1,424	1,099	695
被害額	449	452	561	881	335

(注)林野庁治山課による調査により把握

<1箇所当たりの被害額>

(単位:万円)

年度	R3	R4	R5	R6	R7	5年平均
1箇所当たりの被害額	3,169	4,763	3,940	8,016	4,820	4,942

1箇所当たりの被害額＝被害額÷箇所数

適用数等及び減収額の算定根拠(所得税)

○令和3年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用件数	2 件	林野庁治山課が都道府県に対して実施した令和4年度租税特別措置の利用状況調査結果により把握	
②適用額	1,117 万円	同上	
	387 万円		
③減収額(見込)	168 万円	1,117万円×15%	②×税率
	58 万円	387万円×15%	

○令和4年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用件数	0 件	林野庁治山課が都道府県に対して実施した令和5年度租税特別措置の利用状況調査結果により把握	
②適用額	0 万円	同上	
③減収額(見込)	0 万円	0万円×15%	②×税率

○令和5年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用件数	1 件	林野庁治山課が都道府県に対して実施した令和6年度租税特別措置の利用状況調査結果により把握	
②適用額	130 万円	同上	
③減収額(見込)	20 万円	130万円×15%	②×税率

○令和6年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用件数	0 件	林野庁治山課が都道府県に対して実施した令和7年度租税特別措置の利用状況調査結果により把握	
②適用額	0 万円	同上	
③減収額(見込)	0 万円	0万円×15%	②×税率

○令和7年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用件数	3 件	林野庁治山課が都道府県に対して実施した令和8年度租税特別措置の利用状況調査結果により把握	
②適用額	1,862 万円	同上	
	96 万円		
	102 万円		
③減収額(見込)	279 万円	1,862万円×15%	②×税率
	14 万円	96万円×15%	
	15 万円	102万円×15%	